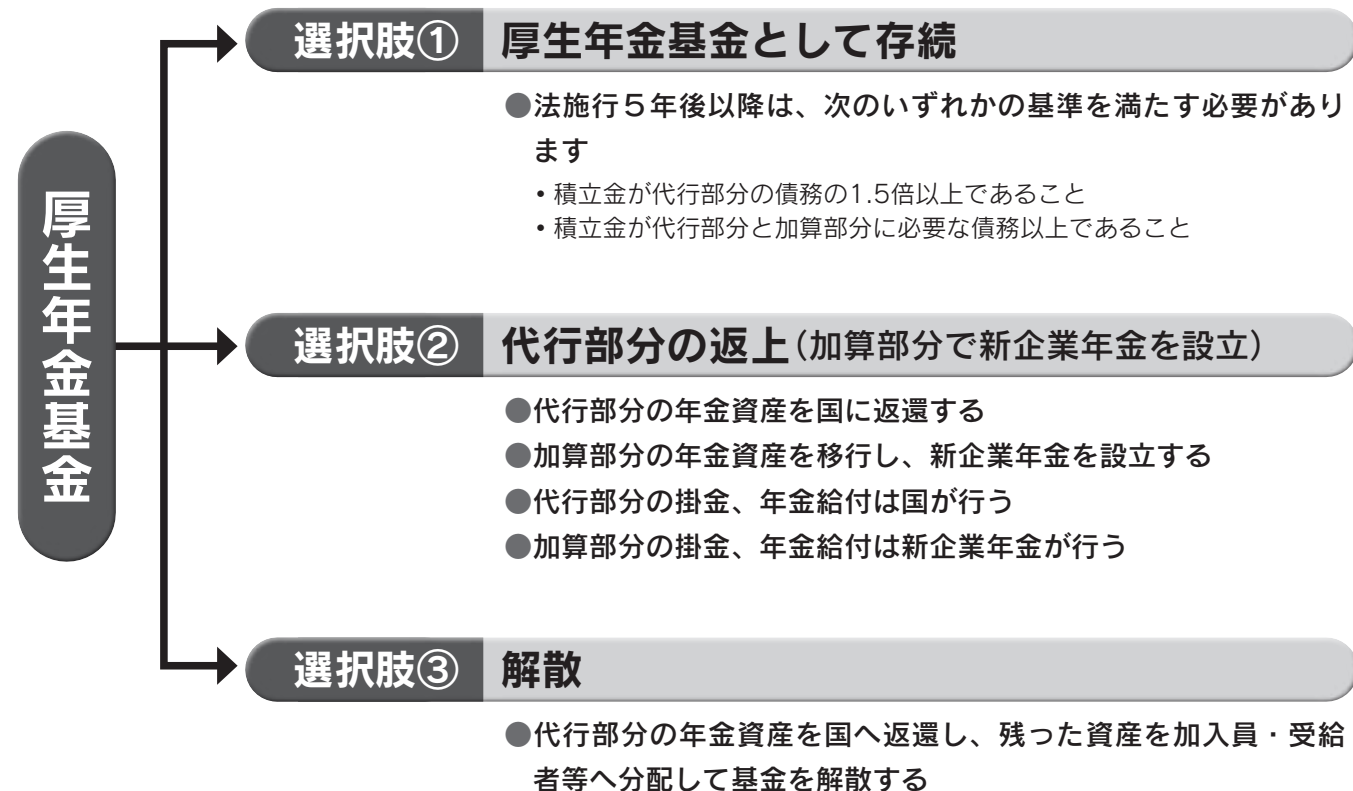


厚生年金基金制度の見直し法が施行されました

『基金だより』平成25年7月号および9月号でお知らせしましたとおり、昨年の6月に厚生年金基金制度の見直し法案が成立し、本年4月1日から施行されました。

今後、各基金では原則5年以内に、3つの選択肢（下図参照）の中からいずれかを選ぶ必要があります。



当基金の対応

当基金では、昨年の9月に開催した代議員会において、上記選択肢②「代行部分の返上」＝（代行返上）をメインシナリオとして検討を進めていくことが、決定されました。

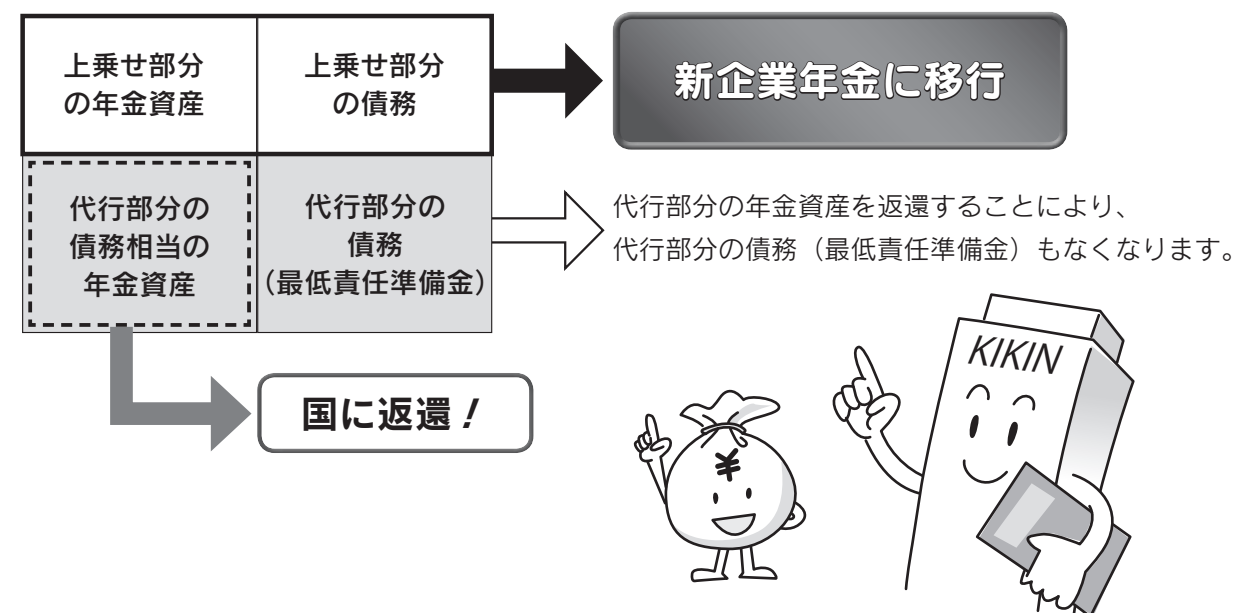
これを受けて、本年2月に開催した理事会で新企業年金制度の構築に向け、具体的検討に入ったところです。

今後は、半年から1年をかけて検討を進め、新企業年金制度の概要を決めることとしております。

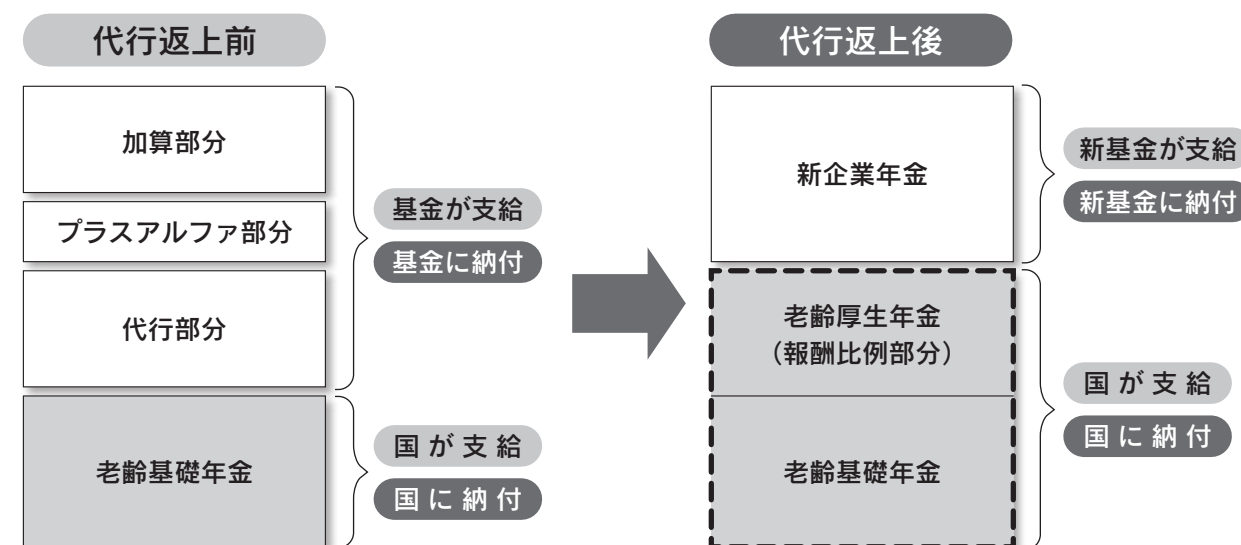
代行返上とは

「代行返上」とは、国から預かっていた代行部分（国の老齢厚生年金部分）の年金原資を国に返還することです。

1. 代行返上時のイメージ図



2. 代行返上後の掛金と給付のイメージ図



*なお、代行返上以降の代行部分に係る掛金の納付・年金給付の支給は、すべて国が行うことになります。また、加算部分の掛金の納付・年金給付については、新企業年金（新基金）に移行することになります。